

# 畜産とくトク情報

平成 14 年 5 月 16 日

問い合わせ先

長野県庁畜産課

☎026-235-7232

## 平成 8 年春生まれの牛はしっかり確認を！

平成 14 年 5 月 10 日に北海道のと畜場で処理された牛について、13 日に厚生労働省で開催された「第 5 回牛海綿状脳症(BSE)の検査に係る専門家会議」において、BSE 陽性であるとの確定診断が下されました。

当該牛は平成 8 年 3 月 23 日生まれの雌のホルスタイン牛ですが、現在までに BSE が確認された 4 頭の牛は、すべて平成 8 年 3 月及び 4 月の生まれです。

このことから、専門家の判断は今後に期待するとしても、一般的には、この時期に生まれた乳用牛に対しては、BSE 特有の臨床症状等について、特に留意する必要があると考えられます。

本県では、家畜保健衛生所が現在実施している巡回の際、平成 8 年春に生まれた牛を飼養している農場に対し、特に注意して異常の有無を再確認するとともに、巡回の時以外でも異常があった場合には、所有者や診療獣医師等から速やかに連絡を受ける体制をとることとしました。

酪農家のみなさんは、平成 8 年春生まれの牛を飼養している場合は特に注意し、普段と様子が違うなど、おかしいなと感じた場合は、すぐに診療獣医師、農協、又は最寄りの家畜保健衛生所に連絡するようにしてください。

### 家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号	ファクシミリ番号	Eメールアドレス	担当者
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002	sakukaho@janis.or.jp	平澤博一
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765	inakachiku@pref.negano.jp	両角吉三
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441	iidakachiku@pref.negano.jp	伊東 光
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101	matukaho@pop11.odn.ne.jp	増田 勉
長野家畜保健衛生所	026-226-3659	026-227-2665	nagakachiku@pref.nagano.jp	金井義宏

(衛生係)

# 緊急優良経営後継牛資源確保対策事業が実施されます。

## 1 事業の内容

一定条件（下記3の条件）を満たしている生乳生産者が保留または導入した乳用種雌牛から、**平成14年度に乳用種雌子牛が生まれた場合**、出産した母牛に対して1頭当たり30,000円以内の奨励金が支払われる事業です。

平成14年4月1日から平成15年3月31日の間に雌子牛を産んだ母牛が対象になります。

## 2 事業実施主体

中央酪農会議（県内取りまとめ団体：全農長野県本部）

## 3 事業に参加するには

- (1) 以下の条件をすべて満たしている生乳生産者であることが必要です。
- ア 廃用牛の出荷及び出荷後の更新牛確保の計画を有していること。
  - イ 乳用種雌牛の保留または導入を行い、その牛から乳用雌子牛を分娩する計画を有していること。
  - ウ **平成14年度の純粋種乳用牛の種付け率が5割以上**となる繁殖計画を有していること。
  - エ 「家畜個体識別システム」の耳標を装着することに同意していること。
- (2) 事業に参加するには、「**事業参加申請書**」を農協に提出することが必要です。

## 4 奨励金交付の対象となるためには

- 次の条件が必要となります。
- (1) 生まれた雌子牛に「家畜個体識別システム」の耳標を装着していること。
  - (2) 農協が実施する現地確認時（雌子牛が生まれてから2ヶ月以降に実施）に、母子ともに当該農場内で確認されること。
  - (3) 母牛の授精証明書等により、子牛の品種、生年月日等が把握できること。
  - (4) **肉用子牛生産者補給金制度の個体登録を行わない雌子牛**であること。

また、雌子牛を出産した場合には、子牛に「家畜個体識別システム」の耳標を装着した後、**農協へ出産の報告を行う**ことが必要となります。

詳しい内容については、全農長野県本部 酪農課（026-236-2382）または県庁農政部畜産課家畜改良係（026-235-7235）までお問い合わせください。

（家畜改良係）